

確定申告書等作成コーナー /e-Tax (国税電子申告・納税システム)



所得税の
確定申告書が
ホームページで作成
できるのですか？



確定申告書等作成コーナー

所得税など個人の方の申告は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、申告書等が作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」でできること

- 確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。
なお、作成した確定申告書等はe-Taxで送信できます。
また、印刷して税務署へ郵送等により提出することもできます。
- 作成中の申告書等データを保存し、その保存したデータを読み込んで作業を再開することができます。
また、e-Taxで送信したり、印刷して提出した申告書等データを保存しておけば、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

「確定申告書等作成コーナー」の種類など

- 平成25年分の確定申告書等作成コーナーは、作成する帳票により次の4つに分けられます。
 - ① 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー
 - ② 青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー
 - ③ 消費税及び地方消費税の確定申告書作成コーナー
 - ④ 贈与税の申告書作成コーナー
- 過去の年分の作成コーナー
平成22年分から平成24年分の確定申告書等を作成できます。
- 更正の請求書・修正申告書作成コーナー
所得税などの修正申告書が作成できます。
また、平成23年分以降の年分については更正の請求書も作成できます。
※平成25年分の確定申告書等作成コーナーは、平成26年1月上旬に、平成25年分の更正の請求書・修正申告書作成コーナーは、平成26年4月上旬にそれぞれ公開予定です。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成して税務署に提出するまで

1. 事前準備

- ・インターネットに接続したパソコン
 - ・電子証明書*
 - ・ICカードリーダー*
- を準備します。

2. 確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページから確定申告書等作成コーナーへアクセスし、パソコンの推奨環境のチェックや事前準備セットアップ*を行います。

3. 申告書等作成開始

画面に従い入力すると自動で計算を行い必要事項が記入された申告書等ができていきます。

4. e-Taxで送信又は申告書等の印刷

- 申告書等データを
 - ・e-Taxで送信
 - ・郵送等で提出するために印刷
- します。

5. 確認事項

最後に、納期限や添付書類など確認いただきたい事項が表示されます。

※e-Taxで送信する場合は、事前準備が必要です。

〈ご利用に当たっての留意事項〉

申告の内容やパソコン等の環境によっては、ご利用になれない場合がありますので、ご利用の前に確定申告書等作成コーナーの「ご利用になれない方」や「推奨環境」をご確認ください。

確定申告書等作成コーナーは、国税庁ホームページからご利用ください。

www.nta.go.jp

確定申告

検索

インターネットでも
申告や納税が
できると聞いたの
ですが・・・



e-Tax (国税電子申告・納税システム)

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットで国税に関する様々な手続きができ、税務署などに出かける必要がなくなります。

e-Taxとは

①e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、申告・申請・届出等ができます。

(利用できる手続)

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、法人税、贈与税、酒税、印紙税及び法定調書、所得税徴収高計算書の提出や納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出の提出などができます。

②e-Taxでは、金融機関や税務署の窓口に向くことなく、インターネット等を利用して全ての税目について納税することができ、その方法には次の2つがあります。

〈イ〉ダイレクト納付

事前に税務署へ届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができます。

注:ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

〈ロ〉インターネットバンキング等による納付

ページに対応した金融機関のインターネットバンキングやATM等を利用して国税の納付ができます。ご利用に当たっては、事前に金融機関とインターネットバンキング等に関する契約を行う必要があります(ATMをご利用の場合は不要です。)

e-Taxを利用すると・・・

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。
- e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと手数料が安価です(電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。)

e-Taxを利用するには・・・

〈STEP1〉推奨環境の確認

- 推奨環境を満たしていない場合、正常に動作しない可能性がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

〈STEP2〉電子証明書等の準備

- e-Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

注1:利用できる電子証明書については、e-Taxホームページでご確認ください。

注2:税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

注3:電子証明書の取得には費用がかかります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。

- 利用する電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要で。

〈STEP3〉利用者識別番号等の取得

- e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号は、e-Taxホームページから開始届出書をオンラインで提出することにより発行(通知)されます。

〈STEP4〉電子証明書等の登録

- 「e-Taxソフト」、 「e-Taxソフト(WEB版)」又は「確定申告書等作成コーナー」から電子証明書の初期登録を行ってください。

- 個人の方の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告については、「確定申告書等作成コーナー」で作成した電子申告等データをe-Taxを利用して送信できます。
- 一部の手続(給与所得の源泉徴収票等の法定調書、給与等の所得税徴収高計算書、納税証明書交付請求及び納付情報登録依頼)については、e-Taxホームページの「e-Taxソフト(WEB版)」で作成し、e-Taxを利用して送信できます。
- 「e-Taxソフト」は、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

e-Taxの利用可能時間

月曜日から金曜日 8時30分から24時
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)
※平成25年7月31日(水)までは、8時30分から21時

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

